

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第四十条の二第五項の厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当するもの（以下この条において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。</p> <p>（交替して運転する者の同乗）</p> <p>第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者と同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。</p> <p>一 一の運転者による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合</p> <p>二 一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合</p>	<p>（令第四十条の二第五項の厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するもの（以下この項において「ポータブルタンク」という。）とし、ポータブルタンクについては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。</p> <p>（交替して運転する者又は助手の同乗）</p> <p>第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定に基づき交替して運転する者又は助手を同乗させなければならない場合は、次式のDの値が一をこえるときとする。</p> $D \parallel (d_1 \div 340) + (d_2 \div 200)$ <p>この式において、d_1及びd_2は、それぞれ次の数値を表わすものとする。</p> <p>d_1 高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）による運搬距離（単位 キロメートル）</p> <p>d_2 高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位 キロメートル）</p>